

制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月3日
墨田区告示第353号

墨田区長
山 本 亨

墨田区制限付き一般競争入札	
内部発注番号	8-55
業 種	07 建築工事
工 事 件 名	八広小学校改築工事
履 行 場 所	墨田区八広五丁目12番15号
工 期	契約締結の日の翌日から令和11年4月27日まで
工 事 概 要	建築工事：校舎棟4階建、体育器具庫1階建、ごみ庫1階建 外構工事：フェンス、植栽、舗装工事ほか 敷地面積：10,218.28㎡ 延べ面積：8,036.95㎡
予 定 価 格	6,167,216,000円
比較価格	5,606,560,000円（予定価格の110分の100に相当する金額）
入札に参加する者に必要な資格要件	1 3者による共同企業体であること。 ※ 共同企業体の結成方式は、自主結成方式とし、いずれの者も出資比率は20%以上とすること。なお、1者の出資比率を他の2者より高いものとし、構成員中出資比率が最大の者（以下「第1構成員」という。）を共同企業体の代表者とする。 2 建設共同企業体協定及び一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出時及び開札時において、共同企業体の構成員が次に掲げる者に該当しないこと。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者 (2) 同法施行令第167条の4第2項の規定により、入札に参加させないこととされた者 (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱に基づく指名停止又は墨田区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている期間中の者 3 共同企業体の構成員が、直近に完成検査に合格した3件の同種工事（共同企業体の構成員として施行した工事を含む。）に係る工事成績点の平均（同種工事の施行実績が2件のみ存在する場合にあっては当該2件に係る工事の工事成績点の平均、同種工事の施行実績が1件のみ存在する場合にあっては当該工事に係る工事成績点）が60点未満の者でないこと。 （注1） 「同種工事」とは、業種を「建築工事」として墨田区が発注し、契約金額が130万円を超える工事で、令和8年6月末日までに完成検査に合格したものをいう。 （注2） 同種工事の施行実績を有しない者は、直近に完成検査に合格した3件の同種工事に係る工事成績点の平均が60点とみなす。 4 建設業法に定める監理技術者（第1構成員と3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。 また、建設業法に定める主任技術者を、第2構成員と3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者及び第3構成員と3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者の中からそれぞれ専任で配置できること。 5 共同企業体の構成員（構成員の関係会社を含む。）がこの入札に係る申請書を

	提出した他の共同企業体の構成員ではないこと。 (注) 「関係会社」とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の建設工事等競争入札参加資格申請の手引き「関係会社の定義」による。 6 事業協同組合が共同企業体の構成員となる場合にあっては、当該事業協同組合の構成員がこの入札に係る申請書を提出した共同企業体の構成員ではないこと。 7 申請書の提出時及び開札時 (1)ア若しくはイ (ア) 及び(2)イの要件については、申請書の提出時) において、第1構成員、第2構成員及び第3構成員について、それぞれ次の要件を満たしていること。 (1) 第1構成員 区内業者（墨田区建設工事等競争入札に係る区内業者取扱基準（平成25年3月29日24墨総契第870号）の定めるところにより、区内業者として取り扱うこととされた者をいう。以下同じ。）と区外業者（区内業者以外の者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、次のとおりそれぞれ定める要件を満たすこと。 ア 区内業者 電子調達サービスにおける「建築工事」の等級が「A」であること。 イ 区外業者 次に掲げる者のいずれにも該当すること。 (ア) 電子調達サービスにおける「建築工事」の等級が「A」である者 (イ) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）以外の者であること (ウ) 墨田区が発注する他の工事の請負契約の期間中（契約締結の日から完成検査終了の日まで）ではない者 (エ) 墨田区が発注する他の工事の請負に係る競争入札参加業者として指名を受け、又は競争入札（既に開札を執行した入札を除く。）へ参加するための申請書等を提出していない者 (2) 第2構成員及び第3構成員 次に掲げる者のいずれにも該当すること。 ア 区内業者 イ 電子調達サービスにおける「建築工事」の等級が「A」又は「B」である者 ※ 一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）を受けていても、開札までに上記要件を満たさなくなったときは、その者の入札を無効とする。
参加申請方法及び必要書類	【申請方法】 申請書を電子調達サービスにより提出する。 【必要書類】 1 建設工事共同請負入札参加資格審査申込書 2 建設共同企業体協定書（甲） 3 出資割合に関する定め（第8条に基づく協定書） 4 委任状（共同企業体構成員から共同企業体代表者へ入札、契約手続等の権限を委任するもの。共同企業体代表者が、電子調達サービスにおいて、墨田区との契約締結等を行う者として代理人を置いている場合は、復代理人の委任状も併せて提出すること。） ※ 1の書類（建設工事共同請負入札参加資格審査申込書）を表紙として、1～4の順番に袋綴じにし、表面と裏面の袋綴じ部分に割印をした上で、郵送（必着）により1部送付すること。 《送付先》〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区総務部契約課契約係（工事担当）
必要書類提出期間	令和8年8月3日（月）午前9時から 令和8年9月8日（火）正午まで
入札参加者の決定	令和8年9月8日（火）午後、結果通知書を電子調達サービスにより送付する。

設 計 図 書	結果通知書受領後、墨田区が指定するオンラインストレージサービスからダウンロードすること。詳細は別途通知する。
質 問 の 方 法	電子調達サービスによる。 《質問締切日時》 令和8年9月25日（金）午前10時 《回答予定日時》 令和8年10月5日（月）午後1時
入 札 方 法	電子調達サービスによる。 【注意】 「入札書」送信時には、「内訳書登録」にて積算内訳（概括）を入力すること。
入札書提出期限	令和8年10月23日（金）午前9時20分
開 札 予 定 日 時	令和8年10月23日（金）午前9時30分
開 札 場 所	電子調達サービスによる。
落札者への通知	落札者には、電子調達サービスにより落札決定通知書を送付する。通知を受けた者は、速やかに、受付票及び積算内訳書を持参し、総務部契約課契約係（区役所8階）に来庁すること。
最低制限価格又は調査基準価格	低入札価格調査の対象であるため、調査基準価格及び失格基準価格を設ける。
入 札 保 証 金	免除
前 払 金	有り（契約金額の40%（10万円未満の端数は切捨て）以内で、8億円を限度とする。）
中 間 前 払 金	有り（契約金額の20%（10万円未満の端数は切捨て）以内で、2億円を限度とする。）。ただし、前払金の支払いがないもの、部分払いを行うもの、認定要件を満たさないものを除く。
契 約 保 証 金	契約金額の10%以上を納付すること（墨田区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は免除）。
そ の 他	1 入札参加者は、競争入札参加者心得を遵守すること。 2 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに契約締結までに建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（平成22年5月1日墨田区告示第160号）に定める競争入札参加資格を欠くこととなった者の入札は無効とする。 3 本件工事に係る下請契約に当たっては、工事を施行する労働者の適切な賃金水準を確保するため、別途「誓約書」を提出すること。 4 本件工事に係る下請契約に当たっては、その相手方を墨田区内の業者から選定するよう努めること。 5 本件工事に伴う資材等材料品の購入に当たっては、墨田区内の業者から購入するよう努めること。 6 本件は、墨田区公契約条例で規定する「労働報酬下限額」の適用対象である。
問 合 せ 先	墨田区総務部契約課契約係（工事担当） 電話 5608-6252

【注意事項】

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に該当するため、落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、墨田区議会において本件契約議案が可決された場合に本契約を締結する。